

にいがた

南区農業委員会

だより

第34号

平成31年2月1日発行

〒950-1292 新潟市南区白根1235番地 TEL (025) 372-6785・372-6791
FAX (025) 373-2285
<http://www.city.niigata.lg.jp/>(新潟市)

主な内容

- P 2 農林水産大臣表彰・永年勤続表彰
- P 3 農業委員会視察研修
- P 4 農業経営基盤強化法による「賃借・売買・交換」について



やるからには誰も作っていない、他に負けないものを作りたい。「雪国アボカド」を栽培する関根邦仁さん(南区清水 せきね農園)は、そう話してくれました。

就農して果樹に魅了された関根さん。収穫まで通常5年かかるといわれるアボカド栽培を2年で収穫し、昨年から販売を始めました。

寒さに強く、寒暖差があればあるほどおいしくなり、栄養価が高い。知れば知るほどアボカドは新潟での栽培に適していると思ったそうです。

知名度はあるけれど国産の品が見当たらないことも決め手のひとつでした。

果樹が好きだから、一年中果樹に携わっていたい。アボカドだけでなく、新潟の土地特性を生かしたいいろいろな果樹作りにも挑戦したい。関根さんのハウスには、今後の展望がたくさん詰まっています。

農林水大臣表彰 永年勤続表彰

十一月二十二日に新潟県農業委員会大会が三条市のメッセピアで開催され、北陸農政局の春日次長より花岡正英会長と南区農業委員会に農林水大臣表彰が伝達されました。



これは、花岡正英会長が平成十年三月から農業委員に就任し、平成二十二年二月から三期にわたり会長として農業委員会活動にご尽力されたこと、南区農業委員会が農地等の利用の最適

長年にわたり農業委員として、地域農業の発展にご尽力され、農業者の地位向上に努力された功績が認められたものです。
これからも、地域農業者のリーダーとして益々のご活躍を祈念いたします。

また、新潟県農業会議の石山会長より、永年勤続表彰として花岡正英会長、堤一郎会長職務代理（いずれも二十年以上勤務）、伊藤清さん、柏一三さん（いずれも十五年以上勤務）の四名が表彰されました。



農地パトロール巡回



●十月三十一日に、本年度の後期農地パトロールとして、南区内全域を農業委員及び農地利用最適化推進委員の全員で、遊休農地の現地調査を行いました。

●当日は、区内三地区六カ所を順次巡回し、現在耕作されていない農地や、既に優良農地として再生された農地を巡回しました。

●この現地調査は、国の法律（農地法第三十条）で農業委員会業務として義務付けられており、毎年一回農地の利用状況調査を行うことで、農地の管理が悪く遊休農地と考えられる土地の所有者に対して、農地の活用を含めた利用意向調査を行うために実施するものです。

●巡回後の検討会では、遊休農地の土地所有者への文書等の指導を継続的に行うことや、解消対策として周辺農家との利用権設定（賃貸借等）を行うなど、実質的な解消に結びつくよう、土地所有者への働きかけを行いました。



農業委員会視察研修報告

平成三十年十一月八日・九日の二日間、富山県内の農業法人を視察研修しました。

おしゃれな農業をイメージ（入善町）

株式会社アグリたきもとは、平成二十二年三月「農業には、女性が必要」と創業者の信念から法人設立と同時に、富山県内初の女性経営者が誕生しました。二十四才で経営者になった海道瑞穂社長は、「根気のいる仕事や緻密な仕事は女性向き。積極的に女性が働き



やすい環境づくりに取り組み、農業のイメージを変えたい」と意欲的に話します。平成三十年産では、水稲で約百ヘクタール、大豆約四十ヘクタールまで経営面積を増やすことができました。今後は、「近隣の農業法人と協力し、

地域の農地を守る農地集積に取り組みと同時に、少人数で効率の良い作業体系をつくりたい」と前向きに話してくれました。また、入善ジャンボ西瓜やハウスネギの栽培にも積極的に取り組み、全国へ「おしゃれな農業を発信したい」と意気込んでいました。

経営テーマは百年生き残り（南砺市）

昭和四十七年、農事組合法人サカタニ農産は、地域に根ざした借地型大規模稲作経営を目標に設立されました。現在は、行政区ごとに有限会社ヤマダ農産、有限会社ヤマダカントリー・オヤベと三つの農業法人でサカタニグループとして活動しています。

山田朝夫専務は、「地域と共生し持続的に経営するには、農地を貸して



くださる農家の皆様、生産物を買ってくださる消費者の皆様、二人のお客様から愛されることが必要であり不可欠。また、「農業は心を耕す産業であり、まず人づくりが不可欠」の信念のもと、次世代を担う若い人材を育てることを大切にしています。

経営面積も年々増え、平成三十年産では、水稲、大麦、玉ねぎ等で約四百ヘクタールまで拡大しました。将来展望としては、「サカタニグループの経営テーマは百年生き残り、稲作のみに頼らず、野菜作りなど複合部門を取り入れ、消費者ニーズにあった生産を行っていききたい」と語ってくれました。

農地を農地以外にする場合は、農地法による手続きが必要です

★転用の許可は2種類あります。

- 1 農地の所有者自らがその農地を転用する場合（農地法第4条）
- 2 農地の所有者から農地を購入、または借りて転用する場合（農地法第5条）

許可なく農地を農地以外の目的に使うことは違反です！

農業経営基盤強化法による「貸借・売買・交換」について

農地の貸し借りや売買・交換は、農地法による許可のほかにも農業経営基盤強化促進法でも行えます。希望される方は、農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局に相談してください。

制度の特色

① 貸し借り

- ・貸し手は、賃貸借の期間が終了すれば農地を自動的に返還してもらえます。この場合、離作料を支払う必要はありません。
- ・貸し手と借り手が引き続き賃貸借を希望する場合は、更新することができます。

【貸借期間の終了案内】

貸し手と借り手には終了の案内を送付しますので、期間更新を希望される場合は忘れずに手続きを行ってください。

② 売買・交換

- ・所有権移転の登記は、要件を満たしている場合は農業委員会事務局が行います。
- ・一定の条件により税金の優遇措置が受けられます。

譲渡所得の800万円の特別控除、不動産取得税・登録免許税の軽減措置

制度の要件

① 借り手・買い手の要件

- ・自ら耕作すること。(不動産業者等が仲介していないこと)

② 土地の要件

- ・取得面積が概ね10a以上であること。
(ただし、隣接する既存農地を含めることは可)
- ・借り手の経営面積が50a以上であること。
- ・買い手の経営面積が水田面積換算で260a以上であること。



届出に必要な書類等

- ・貸し手(売手)、借り手(買手)の双方からの申し出となります。
- ・貸し借りは、土地の地番を特定できることが必要です。

◎ 両者の認印

◎ 売買、交換は土地の登記簿謄本(法務局交付の全部事項証明書)

※代理申請の場合は、事前にご相談ください。(農政振興係 ☎: 375-6785)

全国農業新聞

全国農業新聞を購読しませんか。

— 農業者の視点でお届けします —

★毎週金曜日発行 月額700円 ★3ヶ月間の試読(無料)もできます!!
お申込みは、農業委員・農地利用最適化推進委員
または南区農業委員会事務局 ☎025-372-6785へ



農業者年金へ加入のお勧め

あなたの老後を考えてみませんか？

しっかり積立、がっちりサポート 安心で豊かな老後を「担い手積立年金」
農業者年金をお勧めします！

現代は医療・福祉・食生活等の改善が進み、人生まさに80年時代に入ってきました。
 また少子高齢化、核家族化が定着する中で、「個」を尊重する社会になりつつあります。
 そのため「あなたが農業経営を引退後、どのような生活をするか」
 皆様にとって、とても大切な問題です。

老後生活は、こんなに長い！

65歳からの平均余命は…



あなたの老後生活への備えは十分ですか？

年金は家族一人ひとり
 について準備するこ
 とが大切です！

老後の備えは国民年金
 プラス農業者年金が
 基本です！

●平均余命 厚生労働省「平成19年簡易生命表」

(08/07/30)

現在	男	女
65歳	18.56(83.56歳)	23.59(88.59歳)
60歳	22.54(82.54歳)	28.06(88.06歳)
20歳	59.66(79.66歳)	66.39(86.39歳)

農業者年金へのご加入をお考えの農業者の皆様へ

農業者年金は安心できる公的年金です

少子高齢化時代に強い積立方式(確定拠出型)
 で、生涯にわたってもらえる公的年金です！

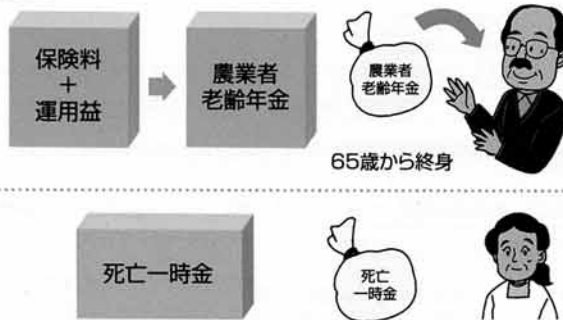


税制面の優遇措置や農業の担い手には特別
 な支援(保険料の国庫補助)があります！

農業者年金は老後生活をがっちりサポート

- 少子高齢化時代に強い積立方式
- 終身年金で80歳までの保証付き
- 支払った保険料は全額社会保険料控除

通常加入者





農業者年金のポイント



ポイント 1 どんな人が加入できるの？

農業者ならどなたでも加入できます

1. 国民年金1号被保険者で、
2. 年間60日以上農業に従事する、
3. 60歳未満の人ならだれでもOK

こんな人が加入できます



ポイント 2 少子高齢化時代にちゃんと年金がもらえるの？

少子高齢化時代に強い積立方式(確定拠出型)の年金です

1. 加入者が積み立てた保険料と運用益に応じて受け取る年金で、
2. 保険料を支払っている人の数や年金受給している人の数が変化しても影響を受けにくい制度です

ポイント 3 保険料はどのくらいなのかな？

保険料の額は自由に決められます

1. 月額2万円～6万7千円で、千円単位で自由に選択でき、
2. 経済的状況や老後設計などに応じて見直しができます



ポイント 4 いつまで年金がもらえるの？

終身年金で80歳までの保証付です

1. 農業者年金の給付は「農業者老齢年金」と「死亡一時金」の2種類で、
2. 65歳(基本)で終身(生涯)受け取ることができ(60歳繰り上げも可能)、
3. 仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が「死亡一時金」として遺族に支給されます

ポイント 5 メリットはあるの？

納めた保険料は、全額所得税の社会保険料控除の対象です

1. 控除されることによって、課税所得が下がり、
2. 受け取った年金は税制上、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の人であれば公的年金等の合計額が120万円までは非課税です※1

ポイント 6 農業の担い手には特別な支援はあるの？

認定農業者など意欲ある担い手には保険料の国庫補助があります

1. 60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれる方で、
2. 農業所得(配偶者・後継者は支払を受けた給料等)が900万円以下
3. 認定農業者で青色申告者など下記※2の「保険料の補助対象者と国庫補助額」の表の要件に該当する者

受給するための要件は

国庫補助を受けた分に対する年金は、将来農業経営からリタイア(農地等の経営継承)をしたときに原則65歳から「特例付加年金」として受給できます(年齢制限はありません)

※1 保険料支払いによる節税効果(所得税・住民税)の試算

税率	加入者の支払った保険料が		
	月額1万円 (年額12万円) の場合	月額2万円 (年額24万円) の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円) の場合
15%	1万8千円	3万6千円	12万1千円
20%	2万4千円	4万8千円	16万1千円
30%	3万6千円	7万2千円	24万1千円

(注) 保険料支払後も保険料支払前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

※2 保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円(3割)	4,000円(2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円(3割)	—

保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円が固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

(注1) 区分1の認定農業者には、農業法人として認定を受けている者は除きます。

(注2) 区分3の補助対象者には、「後継者の配偶者」は家族経営協定を締結していても該当になりません。

(注3) 区分4・5の3年以内・10年以内は、それぞれ該当する日に区分1の要件を満たしていなければなりません。

